福岡県立宗像高等学校高校教育改革促進事業（働き方改革）支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

１　業務の名称

福岡県立宗像高等学校高校教育改革促進事業（働き方改革）支援業務委託

２　業務の内容

仕様書のとおり

３　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　予算額（上限）

８，０００千円（消費税および地方消費税含む）

５　参加資格

公告日現在において、次の条件を全て満たすこと。

（１）委託業務に関する知見や技術を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

（４）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和３年２月１０日２総厚第１７２９０号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。

６　提出書類

（１）企画提案書（Ａ４判、任意様式）

企画提案書には以下の内容を記載すること。

ア　企画提案の基本的な考え方

イ　事業の推進体制

ウ　仕様書記載の委託業務の内容に関する具体的な提案

エ　業務実施スケジュール

※　仕様書「４　委託業務の内容」の（１）から（７）の項目毎に記載すること。

（２）見積書（任意様式）

金額の総額と内訳を明確にすること。

７　提出方法及び部数

「９　担当部署」に持参又は郵送（書留に限る。「８　提出期限」までに必着）で１１部提出すること。

８　提出期限

令和８年１１月１２日（木）１６時４５分まで（必着）

※　持参の場合の受付時間は、平日の８時３０分から１６時４５分までとする。

９　担当部署

〒８１１－３４３６　福岡県宗像市東郷６丁目７番１号

福岡県立宗像高等学校

担当：挽地　　電話：０９４０－３６－２０１９

E-mail:munakata-h@pref.fukuoka.lg.jp

10　プレゼンテーション

令和８年１１月２０日（金）午前、福岡県立宗像高等学校にて、プレゼンテーションの場を設けることとする（各社１５分程度）。

11　評価の内容と観点

評価の内容	評価の基準	配点
業務理解	高校教育改革促進事業類型２（理数系人材育成）の改革理念及び本事業における福岡県立宗像高等学校の取組を理解しているか。	５
	業務の目的、内容を理解しているか。	５
実現可能性	計画期間において提案内容を実現することができる現実的なスケジュールとなっているか。	１０
企 画 性	提案内容は明確かつ業務目的に合致しているか。	２０
	提案内容に提案者独自の観点や創意工夫がなされているか。	２５
実施体制	本業務を円滑に実施するために必要な人員が確保されているか	１０
	本業務の実施に当たって必要とされるノウハウや本業務と類似する業務の経験を有する人材など専門性を有する人材が十分に配置されているか。	２０
費用対効果	提案内容に見合った適切な価格となっているか。	５
合　　計		１００

12　委託先の決定

福岡県立宗像高等学校に設置する「福岡県立宗像高等学校高校教育改革促進事業（働き方改革）支援業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、委託予定者１社、及び次点１社を選定する。なお、令和８年１１月２５日（水）までに通知する。

13　契約

（１）福岡県立宗像高等学校は、「12　委託先の決定」で決定した委託予定者と実施内容等についての調整を行った後、契約を締結する。ただし、委託予定者の辞退等で契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約を締結することができる。なお、契約金額は、見積書で提示された金額を上限とする。

（２）契約にあたっては、委託契約金額（消費税込み）の１００分の１０以上の金額を契約保証金として県に納付しなければならない。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは契約期間終了時に全額返還する。なお、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去２年以内に県若しくは他の地方公共団体等と同種及び同規模の契約実績が複数回ある場合など、福岡県財務規則第１７０条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

14　企画提案に係る経費

企画提案に係る経費、その他参加に要した経費については、提案者負担とする。

15　注意事項

委託先決定後に企画内容について調整する場合がある。

16　問合せ

企画提案の募集に関して質問があれば、令和８年１０月２９日（木）までに「９　担当部署」までメールで問い合わせること。（質問の様式は任意）

なお、質問内容及びその回答は、参加を希望する意思表示を行った者全員（辞退者を除く。）に対し、令和８年１１月５日（木）を目処にメールで通知する。

※　質問又は回答の内容が軽微な場合や、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合においては、質問者に対し個別に回答することがある。

17　その他

企画提案の参加を希望する者は、令和８年１０月２９日（木）の１６時４５分までに、「９　担当部署」までメールで参加の意思表示を行うこと。